

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の手続番号について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 7 月 3 1 日 高知地方法務局 登記官 栗 田 晃 功

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 4 9 0 0 － 2 0 2 5 － 0 0 1 8 号	高岡郡越知町横畠中字カヂメン 3 6 2 9 番ロ
第 4 9 0 0 － 2 0 2 5 － 0 0 3 0 号	高岡郡越知町横畠中字津城ヶ瀧 1 3 9 5 番
第 4 9 0 0 － 2 0 2 5 － 0 0 3 1 号	高岡郡越知町横畠中字津城ヶ瀧 1 3 9 8 番